

## 公立大学法人横浜市立大学理事長の交代について

令和6年3月31日をもって、公立大学法人横浜市立大学理事長 小山内 いくみ氏が退任することに伴い、近野 真一氏を次期理事長予定者として決定いたしました。

※公立大学法人横浜市立大学の理事長は地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長である横浜市長が任命します。

### 【横浜市立大学理事長の交代についての市長コメント】

小山内氏は令和3年4月より理事長に就任され、コロナ禍の困難な状況の中で大学運営に手腕を発揮していただきましたが、このたび辞職願が提出され、受理いたしました。

後任の近野氏には、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、社会課題を解決する高度人材の充実、若手の研究者や医療人材の育成、医学部・附属2病院の再整備等をはじめ、市民の誇りとなる大学に向けた取組の推進に、遺憾なくリーダーシップを発揮されることを期待しています。

### 【近野 真一氏のプロフィール】

- 現職  
横浜市財政局長
- 経歴  
昭和38年生まれ（60歳）  
昭和62年11月 横浜市採用  
平成21年4月 行政運営調整局主税部法人税務課償却資産担当課長  
平成22年4月 総務局主税部法人税務課償却資産担当課長  
平成23年4月 財政局財政部財政課財政担当課長  
平成25年4月 財政局総務部総務課長  
平成29年4月 青葉区福祉保健センター担当部長  
平成31年4月 財政局副局長  
令和4年4月 財政局長（現職）

### 【任期】

令和6年4月1日から7年3月31日まで

理事長の任期は、定款に基づき4年の任期のうち、前任者の残りの期間とするものとして再任されることができません。

こんの しんいち  
【近野 真一 次期理事長予定者コメント】

これまでの横浜市で培ってきた私の経験や知見が、今後の法人経営のお役に立てれば  
と思い、お引き受けしました。大変な重責を担うこととなり、身の引き締まる思いです。  
少子化が進み、大学全入時代となりました。大学間競争は激しくなっており、厳しい  
経営環境にあります。そうした中でも、産学官連携を推進し、外部資金の獲得につとめ  
ながら、教育・研究・医療分野をリードし、社会の発展に寄与する大学の実現を目指す  
とともに、横浜市民に貢献する大学となるよう全力を尽くしてまいります。

【参考法令等】

○地方独立行政法人法（抜粋）

（役員任期）

第十五条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する  
中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は  
四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残  
任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（理事長の任命の特例等）

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただ  
し、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事  
長と別に任命するものことができる。

6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考  
は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができ  
る能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 公立大学法人（第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長  
を理事長と別に任命するものとされているものに限る。）の理事長は、第十四条第一項及び第三項の規定に  
かかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

○公立大学法人横浜市立大学定款（抜粋）

（理事長及び副理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命）

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

（任期）

第13条 理事長の任期は、4年とする。

4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

※近野真一次期理事長予定者の顔写真が必要な場合は、[ss-daigaku@city.yokohama.jp](mailto:ss-daigaku@city.yokohama.jp) へてに  
ご連絡ください。

お問合せ先

政策局大学調整課長 澤田 賢一 Tel 045 - 671 - 4271